催告書（ソマシ）

（第二回 正式警告書）

番号： 124/SOMASI/RW/XI/2026
日付： 2026年11月26日（木）

差出人：
ラフマット・ウィボウォ（Rahmat Wibowo）
被害者
インドネシア共和国 西ジャワ州 ブカシ市
電子メール：rahmat.wibowo21@gmail.com

宛先：
アディット・ウィディヤ・プラディプタ（Adith Widya Pradipta）様
表示名「AWP」、ハンドル名 **@adith_wp** の X アカウント保有者
居所：日本国 東京都 ／ インドネシア国籍

写し送付先：

1. インドネシア国家警察刑事捜査庁 サイバー犯罪局長（Direktur Tindak Pidana Siber）— 2026年9月28日付 公的苦情申立 第071/ADUAN-DITTIPIDSIBER/RW/IX/2026号の参照として；
2. 差出人保管用。

件名： 履行されなかった催告書 第007/SOMASI/RW/VIII/2026号に対する第二回催告：投稿の削除、公開謝罪および損害賠償の要求、ならびに2026年11月24日の投稿という新事実に基づく法的措置の警告

拝啓

私、**ラフマット・ウィボウォ**は、被害者本人として自己のために、貴殿 **アディット・ウィディヤ・プラディプタ**様に対し、本第二回催告書を送達いたします。本書面は、2026年8月28日付 催告書 第007/SOMASI/RW/VIII/2026号（以下「第一回催告書」）を引き継ぐものであり、これに代わるものではありません。本書面は、弁護士を介さず、私自身が作成し取り扱います。

本書面における貴殿の行為に関する記述はすべて**疑い**であり、無罪推定の原則に服します。立証は権限ある機関による調査に委ねられます。

I. 第一回催告書は履行されませんでした

1. 第一回催告書は2026年8月28日に送達しました。同書面に記載のとおり、写しは株式会社イーライフ（eLife Inc.）の取締役会、人事部および法務部、ならびにスプルー・ノーペンペル工科大学同窓会に送付しました。同書面は、私が「*pemerasan*」（恐喝）や「*meneror*」（脅迫・威圧）を行ったと非難し、「*orang gila*」（頭のおかしい人）および「*orang jahat*」（悪人）と呼ぶ引用、コメントおよびリポストの削除、ならびに公開謝罪、釈明、停止、非財産的損害の賠償、書面による確認を、2026年8月31日（月）17時00分（WIB）までに行うよう求めました。
2. 本書面の日付現在、私は、これらの要求の履行も、貴殿からの書面による回答も受領しておりません。
3. 2026年9月28日、私は、第一回催告書に記載の貴殿の行為について、インドネシア国家警察刑事捜査庁サイバー犯罪局長に対し、公的苦情申立 第071/ADUAN-DITTIPIDSIBER/RW/IX/2026号を提出しました（下記III）。

II. 新事実：2026年11月24日の貴殿の投稿

2026年11月24日（火）11時32分、アカウント **@adith_wp** は次の投稿を行いました。私が記録した時点で約3万9千回表示されていました（証拠B-1）。

> *"Siapapun yang bikin web ini, gw berterimakasih banyak! [合掌と泣き顔の絵文字]*
>
> *Soalnya gw cukup kasih web ini ke HR gw, waktu dia ngesomasi gw dengan cara ngespam email semua C-level kantor gw.*
>
> *In the end, dia cuma jadi bahan tertawaan kantor gw kok [笑いの絵文字]*

> *But, tetep aja rasanya pengen...hhhh"*

（日本語訳：「このウェブサイトを作った人には本当に感謝している！ 彼が私に催告書を出して、うちの会社の全役員宛てにメールをスパムのように送ってきたとき、私はこのサイトを人事に渡すだけで済んだ。結局、彼は会社の笑いものになっただけだ。でも、やっぱり…したい気分だけどね…はあ」）

本投稿は、ウェブサイト rahmatwibowo.net へのリンクを含む他アカウントの投稿およびその他アカウントのコメントを引用しています。それらの引用内容は貴殿の発言ではなく、私は貴殿に帰責しません。

本投稿から、私は次のとおり判断します。

1. **貴殿は第一回催告書を受領し、その内容を知っています。** 貴殿は、「彼が私に催告書を出したとき」に「このウェブサイト」を勤務先の人事部に渡したと書いています。したがって第一回催告書は貴殿に到達しており、貴殿はその要求と期限を知りながら履行しませんでした。
2. **適法な催告が「スパム」と呼ばれ、しかもその主張は事実に合致しません。** 第一回催告書は、貴殿宛ての番号付き法的警告書であり、写しは書面に記載の関係者のみに送付されています。貴殿はこれを *「ngespam email semua C-level kantor gw」*（貴殿の会社の全役員宛てにメールをスパムのように送る方法）と呼んでいます。これは事実に合致しません。第一回催告書を送達したメールは、2026年8月28日（金）17時15分（WIB）に送信され、宛先は info@elife.co.jp および sekretariat@alumniits.com の二つの一般用メールアドレスのみでした（証拠B-4）。同書面の写しの欄には、eLife Inc. の取締役会（Direksi）、人事部および法務部が担当宛（u.p.）として記載されていますが、私は eLife Inc. のいかなる役員個人のメールアドレスにもメールを送っていません。貴殿の描写は、私が違法な大量メールを送ったとの印象を公衆に与えます。
3. **私は公衆の面前で嘲笑の対象とされています。** *「dia cuma jadi bahan tertawaan kantor gw」*という発言は、笑いの絵文字で結ばれ、数万回表示される公開アカウントで発信されており、私の名誉を貶めます。
4. **ウェブサイト rahmatwibowo.net。** 貴殿は同サイトの作成者に謝意を述べ、これを勤務先の人事部に渡したと述べています。同サイトは、ウェブサイトを通じた名誉毀損、誹謗および障害者の権利の妨害の疑いに関する2026年8月12日付の私の申立の対象であり、書簡 第B/1629/IX/RES.7.4./2026/Dittipidsiber号のc項に言及されています（証拠D-1）。私は貴殿が同サイトの作成者だと非難するものではありません。しかし、私の催告への対応として、その内容を第三者に渡して用いたことは、貴殿がこれを自らのものとして採用し、拡散したことを示します。
5. **継続的な行為。** 本投稿は、第一回催告書の約3か月後、その期限の経過後に行われました。投稿の結びの一文（*「tetep aja rasanya pengen...hhhh」*）を私は脅迫だと非難するものではありませんが、貴殿が私に対し、適法な手段によらない意図を追求しないよう求めます。

第一回催告書に記載の行為、すなわちアカウント @KawalRahmatwi の投稿に対する貴殿の引用およびコメント（2026年8月24日頃）、ならびに同アカウントの2026年5月14日付および5月17日付投稿のリポストは、引き続き本書面の根拠です。第一回催告書に記載の貴殿の身元および所属（下記の証拠B-2およびB-3）に変更はありません。

III. 苦情申立の状況とサイバー犯罪局の処理指示書

1. 2026年9月28日付 公的苦情申立 第071/ADUAN-DITTIPIDSIBER/RW/IX/2026号を、インドネシア国家警察刑事捜査庁サイバー犯罪局長に提出しました。この申立は、私が貴殿の投稿を知った時から起算して、Pasal 29 ayat (1) huruf a Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2023 に定める6か月の期間内に行いました。
2. 私が提出した名誉毀損に関する苦情をサイバー犯罪局がどのように取り扱うかの**参照資料**として、公的報告の移送に関するサイバー犯罪局長の2026年9月22日付書簡 第B/1629/IX/RES.7.4./2026/Dittipidsiber号を添付します（証拠D-1およびD-2）。同書簡は、ジャカルタ首都圏警察本部長（サイバー局長宛）に宛てられ、刑事捜査庁長官、ジャカルタ首都圏警察本部長および捜査監督局長に写しが送付されています。同書簡の第2項で、局長は、広報部門との調整の結果、名誉毀損の疑いに関する私の苦情の処理を、適用法令に従った対応のためジャカルタ首都圏警察本部サイバー犯罪局に移送することで合意されたと述べています。
3. **同書簡の限界。** 書簡 第B/1629号は、2026年8月12日および13日付の私の書簡を引用しており、被申立人の氏名は記載していません。私は申立 第071号を2026年9月28日、すなわち同書簡の**後**に提出したため、同書簡は申立 第071号に対する処理指示ではありません。申立 第071号に関する処理指示書、移送書または進捗通知を、私は**まだ受領していません**。私は書簡 第B/1629号を参照資料としてのみ添付するものであり、申立 第071号が移送または処理されたとは述べません。
4. 2026年11月24日の貴殿の投稿は、まだ申立 第071号に含まれていません。私はこれを追加の行為として捜査官に提出します。

IV. 法的根拠および要件の充足

A. 適用される法

新刑法は2026年1月2日、すなわち Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2023 が2023年1月2日に公布されてから3年後に施行されました。本書面に記載の行為はすべて2026年5月から11月に行われたため、Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2023（以下「刑法」）が適用されます。

第一回催告書の訂正。 第一回催告書は、電子情報取引法の電子的名誉毀損に関する規定にも言及していました。同規定は、Pasal II angka 1 Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2024 により刑法の施行までしか適用されないため、**本書面では依拠しません。**主たる根拠は刑法です。この訂正は、第一回催告書の要求を減ずるものではありません。

B. 国外での行為へのインドネシア刑法の適用

Pasal 4 huruf c Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2023 は、結果がインドネシア国内で生じた情報技術分野の犯罪にインドネシア刑法を適用すると定めています。その結果は私がインドネシア国内で被りました。さらに、Pasal 8 ayat (1) Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2023 は、インドネシア国外で犯罪を行ったすべてのインドネシア国民に適用されると定め、Pasal 8 ayat (2) は、その行為が行為地の国でも犯罪であることを要件としています。関連する日本法は第一回催告書のII.Gに記載のとおりであり、繰り返しません。

C. 2026年11月24日の投稿：Pasal 436 jo. Pasal 441 ayat (1) Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2023

> ***Pasal 436:*** *Penghinaan yang tidak bersifat pencemaran atau pencemaran tertulis yang dilakukan terhadap orang lain baik Di Muka Umum dengan lisan atau tulisan, maupun di muka orang yang dihina tersebut secara lisan atau dengan perbuatan atau dengan tulisan yang dikirimkan atau diterimakan kepadanya, dipidana karena penghinaan ringan dengan pidana penjara paling lama 6 (enam) Bulan atau pidana denda paling banyak kategori II.*
>
> ***Pasal 441 ayat (1):*** *Ketentuan pidana sebagaimana dimaksud dalam Pasal 433 sampai dengan Pasal 439 dapat ditambah 1/3 (satu per tiga) jika dilakukan dengan sarana teknologi informasi.*
>
> ***Pasal 440:*** *Tindak Pidana sebagaimana dimaksud dalam Pasal 433, Pasal 434, dan Pasal 436 sampai dengan Pasal 438 tidak dituntut, jika tidak ada pengaduan dari Korban Tindak Pidana.*

（日本語の要旨：第436条は、公然と、または侮辱された本人の面前で行われた軽度の侮辱を、6か月以下の拘禁または第II類罰金で処罰します。第441条第1項は、情報技術を用いた場合に3分の1の加重を認めます。第440条は、これらの犯罪を被害者の告訴がある場合にのみ訴追できると定めます。）

番号	要件	対応する事実	評価
1	名誉毀損に当たらない侮辱を行った者	「*dia cuma jadi bahan tertawaan kantor gw*」および催告を「*ngespam*」と呼ぶ発言は、特定の犯罪行為を主張することなく私を貶めるものです。私が「*semua C-level*」にメールを送ったとの主張は、予備的に、IV.D の6でも評価します	充足
2	他人に対して	対象は特定可能です。「*ngesomasi gw*」した者は、貴殿宛ての第一回催告書を送った私であり、本投稿は、私の申立の対象であるウェブサイトへのリンクを含む投稿を引用しています	充足
3	公然と、書面で	約3万9千回表示された公開 X アカウントへの投稿です。Pasal 158 Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2023 は、電子媒体を通じて公衆がアクセスできる空間を含みます	充足
4	情報技術による加重	X プラットフォーム	充足（Pasal 441 ayat (1)）
5	6か月以内の被害者の告訴	私が告訴します。Pasal 29 ayat (1) huruf a の期間は2026年11月24日から起算します	充足

法定刑： 6（六）か月以下の拘禁または第II類罰金（Rp10.000.000,00）。3分の1を加重すると、8（八）か月以下の拘禁または罰金 Rp13.333.333,33 となります。

Page 4 of 15 — not yet found

3. Pasal 434 ayat (1)：讒訴

番号	要件	対応する事実	評価
1	Pasal 433 の要件を充足すること	上記2	充足
2	非難された事柄の真実を証明する機会を与えられたが、証明できないこと	私が恐喝を行ったこと、または私の催告に根拠がないことを示す判決や証拠はありません。本書面の日付現在、貴殿は私に証拠を一切示していません（I.2項）。法廷で真実性を証明する機会は、第2項に基づき裁判官が判断します	審理で検証
3	非難が本人の認識に反していること	当該コメントを書いた2026年8月24日頃、貴殿はまだ第一回催告書を受領していませんでした。貴殿は、被害者の存在に関する認識や証拠ではなく、ご自身の推測（*「Tapi bisa jadi」*、*「mungkin ada aja 'korbannya'」*）に基づいて書いています。第一回催告書を受領して以降、貴殿は、私の催告が行為、法的根拠および証拠を記載していること（4項）を知りながら、*「somasi baseless」*という表現を撤回せず、2026年11月24日には、催告を *「ngespam」*、私を *「bahan tertawaan」*と呼びました（証拠B-1）	推定；審理で検証

Pasal 434 ayat (1) の認識の要件は、Pasal 433 の要件より重く、審理で証明されなければなりません。私は、貴殿が8月のコメントを書いた時点で私の催告を読んでいたとは主張しません。この要件は、貴殿が第一回催告書を受領した後の態度に置いています。

4. 私が送達する催告の根拠。 *Baseless* とは根拠がないことです。貴殿が受領した第一回催告書は、一例として次を含んでいます。

1. **検証可能な具体的行為：** 日付、アカウント、逐語の引用、表示回数、スクリーンショット（第一回催告書のI、および同書面の証拠B-1からB-6。本書面の証拠B-2およびB-3も参照）；
2. **正式な条文から引用した法的根拠**と、その要件を一つずつ対応付けた分析：Pasal 433、Pasal 434 および Pasal 441 ayat (1) Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2023（第一回催告書のII）；
3. **民事上の根拠：** Pasal 1365 および Pasal 1372 Kitab Undang-Undang Hukum Perdata（IV.F）；
4. **法が認める測定可能な要求：** 削除、謝罪、釈明、および書面による算定根拠を付した非財産的損害の賠償（V.5項）；
5. **現実の法的措置：** サイバー犯罪局に対する公的苦情申立 第071/ADUAN-DITTIPIDSIBER/RW/IX/2026号（III.1項）、および名誉毀損の疑いに関する2026年8月の私の苦情。同局はこれをジャカルタ首都圏警察本部サイバー犯罪局に移送して対応しました（証拠D-1およびD-2。III.3項に記載の限度内）。

他の当事者に対する私の催告も同じ方法で作成しています。各催告は受領者自身の行為を記載しています。受領者の数は催告を根拠のないものにしません。各受領者は自身の行為について警告を受けているからです。

催告書は判決ではありません。貴殿はその内容に反論でき、その有効性は捜査官および裁判所により検証されます。反論を超えるのは、私が恐喝を行ったと広く発信することです。第一回催告書のいずれかの部分に根拠がないとお考えであれば、V項の期限内に、証拠を添えて書面でお示しください。なお、法廷での非難の真実性の証明自体は、Pasal 434 ayat (2) が限定する場合にのみ認められます。

5. 私の催告は恐喝（Pasal 482）でも脅迫による要求（Pasal 483）でもありません。 貴殿の非難は書面による金銭の要求に関するものですので、Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2023 第XXV章の二つの規定、すなわち恐喝（pemerasan）と脅迫による要求（pengancaman）に照らして検証します。

> ***Pasal 482 ayat (1):*** *Dipidana karena pemerasan dengan pidana penjara paling lama 9 (sembilan) tahun, Setiap Orang yang dengan maksud untuk menguntungkan diri sendiri atau orang lain secara melawan hukum, memaksa orang dengan Kekerasan atau Ancaman Kekerasan untuk: a. memberikan suatu Barang, yang sebagian atau seluruhnya milik orang tersebut atau milik orang lain; atau b. memberi utang, membuat pengakuan utang, atau menghapuskan piutang.*
>
> ***Pasal 483 ayat (1):*** *Dipidana karena pengancaman dengan pidana penjara paling lama 4 (empat) tahun atau pidana denda paling banyak kategori IV, Setiap Orang yang dengan maksud untuk menguntungkan diri sendiri atau orang lain secara melawan hukum, dengan ancaman pencemaran atau pencemaran tertulis atau dengan ancaman akan membuka rahasia, memaksa orang supaya: a. memberikan suatu Barang yang sebagian atau seluruhnya milik orang tersebut atau milik orang lain; atau b. memberi utang, membuat pengakuan utang, atau menghapuskan piutang.*

> ***Pasal 156:*** *Kekerasan adalah setiap perbuatan dengan atau tanpa menggunakan kekuatan fisik yang menimbulkan bahaya bagi badan atau nyawa, mengakibatkan penderitaan fisik, seksual, atau psikologis, dan merampas kemerdekaan, termasuk menjadikan orang pingsan atau tidak berdaya.*
>
> ***Pasal 157:*** *Ancaman Kekerasan adalah setiap perbuatan berupa ucapan, tulisan, gambar, simbol, atau gerakan tubuh, baik dengan maupun tanpa menggunakan sarana dalam bentuk elektronik atau nonelektronik yang dapat menimbulkan rasa takut, cemas, atau khawatir akan dilakukannya Kekerasan.*

（日本語の要旨：第482条第1項は、不法に利益を得る意図で、暴力または暴力の脅迫により人を強制して、物を渡させ、または債務を負わせ・承認させ・債権を放棄させる恐喝を、9年以下の拘禁で処罰します。第483条第1項は、名誉毀損もしくは書面による名誉毀損の脅迫、または秘密を暴露するとの脅迫により同じ結果を強制する行為を、4年以下の拘禁または第IV類罰金で処罰します。第156条は暴力を、身体または生命に危険を及ぼし、身体的・性的・心理的苦痛を生じさせ、自由を奪うあらゆる行為（物理的な力の有無を問わない）と定義します。第157条は暴力の脅迫を、暴力が加えられるという恐怖・不安・懸念を生じさせうる言葉、文書、画像、記号または身体の動作によるあらゆる行為と定義します。）

正式な条文における Pasal 482 ayat (1) の解説は、恐喝における強制は物理的または外形的なものであり、例えば鋭利な刃物や銃器を突きつけることであると述べています。Pasal 483 ayat (1) の解説は、脅迫による要求において強制の手段は非物理的または内面的なもの、すなわち口頭または書面による名誉毀損の脅迫、または秘密を暴露するとの脅迫であると述べています。

Pasal 482 ayat (1)（恐喝）：

番号	要件	対応する事実	評価
1	不法に自己または他人に利益を得る意図	私は、Pasal 1365 および Pasal 1372 Kitab Undang-Undang Hukum Perdata に基づき、書面による算定根拠を付して、名誉の侵害に対する賠償を求めています（V.5項）。法が定める手続で権利を主張することは、違法行為ではありません。貴殿は金額に反論し、または裁判所で検証を求めることができます	不充足
2	暴力または暴力の脅迫による強制	催告書は、行為、法的根拠、要求、期限および法的措置の通知を記載しています。身体または生命に危険を及ぼす行為、自由の剥奪、暴力が加えられるという恐怖を生じさせる言葉は含みません（Pasal 156 および Pasal 157）。通報または提訴する旨の通知は権利の通知であり、暴力の脅迫ではありません	不充足
3	物を渡させ、債務を負わせ、債務を承認させ、または債権を放棄させること	私の要求は賠償金の支払です。要件1および2を欠く場合、金銭の要求は書面を恐喝にしません	評価不要

Pasal 483 ayat (1)（脅迫による要求）：

番号	要件	対応する事実	評価
1	不法に自己または他人に利益を得る意図	上記 Pasal 482 ayat (1) の要件1と同じ	不充足
2	名誉毀損もしくは書面による名誉毀損の脅迫、または秘密を暴露するとの脅迫	私が記載しているのは、貴殿自身の公開アカウント上の投稿と、貴殿が自ら記載した職業上の身元であり、秘密ではありません。VII項で通知している措置は、捜査官および裁判所を通じて講じる法的措置であり、名誉毀損ではありません	不充足
3	人を強制して物を渡させ、または債務を負わせること	貴殿は、拒否し、対案を示し、または弁護士を通じて回答する自由があります（VI項）。拒否の結果は、私が捜査官および裁判所により検証される法的手段を講じることであり、強制された引渡しではありません	不充足

したがって、私の催告は、Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2023 の Pasal 482 ayat (1) の恐喝でも、Pasal 483 ayat (1) の脅迫による要求でもありません。これを恐喝と呼ぶことは、9（九）年以下の拘禁で処罰される犯罪を、その要件を欠いたまま主張することです。私が求める金額が高すぎる、あるいは私の催告の内容が誤っているという意見は、貴殿が述べ、裁判所で検証を求めることができる意見です。その意見は、私が恐喝を行ったと非難することとは異なります。

6. 「ngespam email semua C-level kantor gw」との発言：Pasal 433 ayat (2) および Pasal 434 ayat (1) 2026年11月24日の投稿（証拠B-1）で、貴殿は、私が貴殿に催告を出した方法を「*dengan cara ngespam email semua C-level kantor*

gw」（会社の全役員宛てにメールをスパムのように送る方法）と書きました。この発言は、私が貴殿の勤務先の全役員に大量のメールを送ったという特定の行為を主張するものです。正式な条文における Pasal 433 ayat (1) の解説によれば、主張される行為は犯罪である必要はありません。この主張は事実に合致しません。第一回催告書を送達したメールは、2026年8月28日（金）17時15分（WIB）に送信され、宛先は info@elife.co.jp および sekretariat@alumniits.com の二つの一般用メールアドレスのみでした（証拠B-4）。私は、eLife Inc. のいかなる役員個人のメールアドレスにもメールを送っていません。

Pasal 433 ayat (2)（書面による名誉毀損）：

番号	要件	対応する事実	評価
1	何人も	アカウント @adith_wp の保有者である貴殿	充足
2	ある事柄を主張して他人の名誉または名声を攻撃すること	私が「*ngespam email semua C-level*」したとの発言は、全役員への違法な大量メール送信を主張するものであり、続けて、私が貴殿の勤務先で「*bahan tertawaan*」になったとしています（証拠B-1）。読者に、私が第三者を不当に煩わせたとの印象を与えます	充足
3	公の場で流布された書面によること	約3万9千回表示された公開 X アカウントへの投稿（証拠B-1）	充足
4	その事柄を公に知らせる意図	公開プラットフォームで発信	充足
5	公共の利益のため、または止むを得ない自己防衛のために行われたものではないこと（第3項）	貴殿は嘲笑を交えて公衆に発信しており、その内容は証拠B-4と合致しません。私は、これは止むを得ない自己防衛には当たらないと考えます	刑を免れる事由なし

Pasal 434 ayat (1)（讒訴）：

番号	要件	対応する事実	評価
1	Pasal 433 の要件を充足すること	上記の表	充足
2	非難された事柄の真実を証明する機会を与えられたが、証明できないこと	証拠B-4は、送達メールの宛先が二つの一般用アドレスのみであったことを示しています。私が全役員にメールを送ったことを、V項の期限内に、書面の証拠で証明するようお願いします。法廷で真実性を証明する機会は、Pasal 434 ayat (2) に基づき裁判官が判断します	審理で検証
3	非難が本人の認識に反していること	同書面は、取締役会（Direksi）を担当宛（u.p.）として記載していますが、送達は一般用アドレスを通じて行われています（証拠B-4）。「*semua C-level*」という表現は全役員への送達を描写するものですが、証拠B-4はこれを示していません。私は、貴殿が事実に反することを確実に知っていたとは主張しません。この要件は審理で検証されます	推定；審理で検証

Pasal 433 ayat (2) は、認識の要件なしに充足されます。認識の要件は Pasal 434 の讒訴を区別するものであり、審理で検証されます。

7. 法定刑。 Pasal 433 ayat (2) は、書面による名誉毀損を1（一）年6（六）か月以下の拘禁または第III類罰金で処罰し、Pasal 441 ayat (1) の加重により2（二）年以下または罰金 Rp66.666.666,67 となります。Pasal 434 ayat (1) は、讒訴を3（三）年以下の拘禁または第IV類罰金で処罰し、同加重により4（四）年以下または罰金 Rp266.666.666,67 となります。貴殿の引用、コメントおよびリポストに関する要件の分析は第一回催告書のIIに記載のとおりであり、引き続き有効です。

E. 故意および貴殿が主張しうる反論

Pasal 36 Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2023 は故意を要件とします。故意は次の点から認められます。貴殿は第一回催告書の内容と期限を知っていたこと（II.1項）、公開アカウントでの発信を選んだこと、および私の異議を知った後も行為が繰り返されたことです。

想定される反論	回答

投稿は個人的意見にすぎず、名指ししていない	Pasal 436 は氏名の明示を要件としません。対象は、貴殿に送達した催告への言及および引用されたウェブサイトのリンクから特定できます
その催告は実際に「スパム」だった	第一回催告書は、貴殿宛ての番号付き書面であり、写しは書面に記載の限られた関係者のみで、送達メールの宛先も二つの一般用メールアドレスのみであり、全役員ではありません（証拠B-4）。写しの是非の評価は、*「bahan tertawaan」*という発言が貶める性質を持つこととは別問題です
役員は実際にメールを受け取ったので、発言は真実である	証拠B-4は、宛先が二つの一般用アドレスであったことを示しています。他のメールに依拠されるなら、それをお示しください。非難の真実性を証明する責任は貴殿にあります（Pasal 434 ayat (1)）。eLife Inc. 内部での転送は私の管理外であり、私が全役員への送信者になるわけではありません（IV.D の6）
表現の自由	Pasal 433 ayat (3) は、公共の利益のため、または止むを得ない自己防衛のための行為を除外します。私を嘲笑することは公共の利益に資しません
コメントは他のアカウントの意見を引用または支持しただけである	Pasal 433 は、貴殿が当初の非難の作成者であることを要件としません。貴殿はご自身のアカウントに自ら一文（*「Bener2 istilah yang tepat」*）を書いたため、その発言は貴殿自身の発言となりました
「Somasi baseless」は評価または批判にすぎない	要求額や伝え方への批判は評価です。私が*「melakukan pemerasan」*を行ったと肯定することは、9（九）年以下の拘禁で処罰される具体的行為に関する非難であり、その真偽は検証できます（IV.D の2および5）
その催告には実際に根拠がなかった	IV.D の4を参照。非難の真実性を証明する責任は、非難した者にあります（Pasal 434 ayat (1)）。貴殿は私に証拠を一切示していません
催告は金銭を要求し、警察への通報に言及したので、恐喝または脅迫による要求である	Pasal 482 ayat (1) は暴力または暴力の脅迫を、Pasal 483 ayat (1) は名誉毀損の脅迫または秘密の暴露の脅迫を要件とします。権利に基づく賠償の要求と法的措置の通知は、どちらにも当たりません（IV.D の5）
催告は多数の人に送られた（「nebar jala」）	受領者の数は Pasal 482 および Pasal 483 の要件ではありません。各催告は受領者自身の行為を記載しており、貴殿については、その行為が第一回催告書に記載されています
要求額 Rp533.333.334,00 は高すぎる	同額には書面による算定根拠があり（V.5項）、反論、対案（VI項）または裁判所による検証が可能です。民事上の請求額の大きさは、恐喝の要件ではありません
勤務先および同窓会への写しは圧力または脅迫である	写しは、貴殿に送った書面の通知として、第一回催告書と同時に送付しました。その内容は、貴殿自身の公開アカウント上の投稿と、貴殿が自ら記載した身元であり、秘密ではありません
8月のコメントは第一回催告書を受領する前に書かれた	Pasal 433 は、非難が真実でないことの認識を要件としません。認識は讒訴を区別する要件であり、私はこれを、貴殿が第一回催告書を受領した後の態度および2026年11月24日の投稿に基づいて主張します（IV.D の3）
日本にいる	Pasal 4 huruf c および Pasal 8 Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2023（IV.B）

F. 民事法

Pasal 1365 Kitab Undang-Undang Hukum Perdata：*"Tiap perbuatan yang melanggar hukum dan membawa kerugian kepada orang lain, mewajibkan orang yang menimbulkan kerugian itu karena kesalahannya untuk menggantikan kerugian tersebut."* Pasal 1372 Kitab Undang-Undang Hukum Perdata：*"Tuntutan perdata tentang hal penghinaan diajukan untuk memperoleh penggantian kerugian serta pemulihan kehormatan dan nama baik."*

V. 要求事項

私は、**アディット・ウィディヤ・プラディプタ**様に対し、**本書面の日付から7（七）暦日以内、すなわち遅くとも2026年12月3日（木）17時00分（WIB）（日本時間19時00分）まで**に、次のことを行うよう要求します。

1. 私に対する非難または侮辱を含むすべての引用、コメント、リポストおよびその他の拡散を**削除**すること。これには、2026年11月24日の投稿、アカウント @KawalRahmatwi の「*somasi baseless*」に関する投稿への引用とコメント、ならびに同アカウントの2026年5月14日付および5月17日付投稿のリポストを含みます；

2. アカウント @adith_wp で、公開され、少なくとも30（三十）日間固定される**公開謝罪を掲載**すること。非難および蔑称が事実に反し、または不適切であることを認め、第一回催告書が「*spam*」であったとの発言、および私が全役員にメールを送ったとの発言を撤回すること；

3. 「*pemerasan*」（恐喝）および「*meneror*」（脅迫・威圧）という私への非難の真実性について、貴殿が証拠を有しないことを**釈明**すること；

4. 私の名誉を害しうる一切の発言、投稿、引用、リポスト、ならびにウェブサイト rahmatwibowo.net のリンクまたは資料を他者に渡すことを**停止**すること；

5. 少なくとも **Rp533.333.334,00（五億三千三百三十三万三千三百三十四ルピア）**の**非財産的損害の賠償を支払う**こと（第一回催告書と同額）。

   算定根拠： 情報技術を用いた讒訴の罰金の最高額の2倍。Pasal 434 jo. Pasal 441 ayat (1) Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2023 に基づき、2 × Rp266.666.666,67 = Rp533.333.333,34、端数を切り上げて Rp533.333.334,00；

6. 上記1から5の履行を、同一期限内に **rahmat.wibowo21@gmail.com** 宛てに**書面で確認**すること。

VI. 回答の条件および円満解決の機会

私は引き続き円満な解決に応じます。期限内に **rahmat.wibowo21@gmail.com** までご連絡ください（オンライン面談を含みます）。回答は、貴殿ご自身、または特別委任状を有する弁護士を通じて行うことができます。履行は、声明のみではなく、現実の行為（削除および謝罪投稿）によって示されるものとします。

VII. 履行されない場合の法的効果

2026年12月3日（木）17時00分（WIB）までに上記の要求が完全に履行されない場合、私は、さらなる通知なく次の措置を講じます。

1. **刑事。** 公的苦情申立 第071/ADUAN-DITTIPIDSIBER/RW/IX/2026号を追行し、2026年11月24日の投稿および第一回催告書の不履行の証拠を捜査官に提出すること。Pasal 436、Pasal 433 ayat (2)、ならびに Pasal 434 jo. Pasal 441 ayat (1) Undang-Undang Nomor 1 Tahun 2023 の違反の疑いに関する警察への被害届の提出を含みます；
2. **民事。** Pasal 1365 および Pasal 1372 Kitab Undang-Undang Hukum Perdata に基づく不法行為の訴え。非財産的損害の賠償、名誉の回復、ならびに貴殿の行為が讒訴であることを確認する判決を求めます；
3. **国境を越える協力。** 権限ある機関が利用できる国家間の法執行協力の仕組みを通じて、証拠の収集および貴殿の召喚を行うよう捜査官に求めること。その仕組みの状況は確認できておらず、利用可能であるとは考えていません；
4. **日本。** 第一回催告書に記載の日本における法的救済を求める私の権利は留保します。

VIII. 結び

本書面は、正式な法的手段に進む前に、この問題を平和的に解決する最後の機会を貴殿に与えるため、誠意をもって送達するものです。法的救済を求める私のすべての権利は完全に留保されます。

敬具

Page 10 of 15 — not yet found

Page 11 of 15 — not yet found

Page 12 of 15 — not yet found

Page 13 of 15 — not yet found

Page 14 of 15 — not yet found

Page 15 of 15 — not yet found